

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年5月17日

横浜市契約事務受任者
健康福祉局長 佐藤 広毅

1 契約の概要

令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等の移送に係る車両貸切・運行管理請負業務委託（1～2月・2台分）

2 履行（納品）場所

本市が指示した場所から場所

3 契約日

令和4年1月18日

4 履行日又は履行期間

令和4年1月24日から令和4年2月28日

5 契約金額

4,266,680円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市鶴見区鶴見中央2-6-27

東宝タクシー株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加に伴い、患者対応に係る体制強化が早急に必要だったため。

8 契約の相手方の選定理由

10月より同様の業務を当該業者に依頼していたが、感染拡大の状況を受け、車両の追加が必要となった。本業務の履行の可否について確認をとった結果、履行可能の旨の連絡を受けたため、本緊急対応が可能な事業者として選定。

9 所管課

健康福祉局健康安全課